

## 《研究ノート》

一九世紀ハンガリーにおける  
商法典編纂

上田理恵子

ヨーロッパの政治経済面では現在、欧州連合の充実化と並行ないし呼応するかたちでいわゆる「東欧」すなわち旧社会諸国における体制転換が進行している。一九八九年の劇的な政治改革から六年、隣接地域で華々しく宣伝されている欧州連合へ一刻も早く加盟し、「西側」の仲間入りすることが急がれる反面さらに長い時間と地道な作業が必要なのが現状である。法律集や年報で知り得る限り、東欧における一連の法制改革は概して夥しい個別法規の制定、改廃の連続であって、法的安定が実現するまでには時間がかかりそうである。

体制転換が起こった一九八九年、ハンガリーでは新しい商事法案が秋までに起草段階を終了し、公開討議にはいることが報じられている<sup>(2)</sup>。それによると、新法案には商取引の自由が原則となり、商行為への国家による独占や規則が配され、消費者保護まで配慮されているということである。ほかに、国営企業の民営化ないしそのほかの形態への変更をさだめた法律もすでに制定されている。さらに最近では、一九八八年に会社法

(Gazdasági Társaságok 1988. IV. tv.)<sup>(1)</sup> 一九九二年に協同組合法 (Szövetkezeti Törvény 1992. I tv.) が制定されている。

一九九〇年から九三年版ハンガリー現行法規集に収録されている諸法令には一九八〇年代のものが圧倒的に多い。ところが、その中で部分的とはいえ、例外的にオーストリア<sup>(3)</sup>ハンガリー二重君主国時代(一八六七〜一九一八年)の制定法を認めることができる。すなわち一八七五年制定の商法典 (Kereskedelmi Törvény 1875. XXXIII. tv.)<sup>(4)</sup> である。

法制史上、一九世紀ヨーロッパは法典編纂活動の時代として知られる。一般私法典編纂における場合と同様、商法においても一貫した論理体系の構築が目的とされたが、さらに商法典編纂に特徴的であったのは、商工業の発展を保障するという早急かつ具体的な必要があったことである。産業革命以降、社会構造の転換を伴う規模での経済発展が逐次ヨーロッパ諸国で進行したことは周知の通りである。この大転換に従来の法令集では対応しきれず、円滑な商取引が保障されるために、一般的な原則からある程度容易に法律行為の予測をもたらし統一法典の存在が望まれるようになったからである。

商取引の発達によって法制度の整備が急がれるようになったことは、ハンガリーにおける法典編纂においても同様である。これに加えて当時の後進開発地域に属していたこと、ハプスブルク帝国の支配下にあったことが法典編纂過程で決定的な影響を与えている。さらに、民族主義運動、一八四八年の独立戦争の悲惨な経験を経たハンガリーには、法典編纂に際してもサヴィニーの提示した「民族精神」の意識がことのほか強かったの

ではないかと推察される。商法における法制度の画一化への要請と、これらの民族主義的要素とどのように調整されていったのか、商法典編纂の過程を通して可能なかぎりこれらの問題を検討してみたい。

## 1 一九世紀以前の法状況の概略

ハンガリーにおける統一商法がいかに短期間のうちに行われたかを知るために、ごく簡単にはあるが、法典化以前の法状況をふまえておく必要がある。一九世紀初め、商法としてまとまったものが存在していたのは、オーストリア法の適用されていたトランシルバニア<sup>(3)</sup>、フランスの商慣習が通用していた軍事境界地域とフィューメ (Fiume) だけであった。都市ないし地方の地主ごとに商取引に関する取り決めが異なっていたうえ、幾重もの関税、市場権、さらには貴族の財産に関する質入れ禁止ないし売買禁止といった数多くの障害によって、円滑な商取引の実現が著しく妨げられていた。

統一立法の試みが、マリア・テレジアの時代に遡ることができるものの、いずれも挫折しているのは、こうした法の分散状態に因るところが大きかった。

## 2 一八四〇年法の成立

一九世紀初頭から盛り上がった民族主義運動のもと、一八二五年にハンガリーで一三年振りに国会が再開される。この時から一八四八年までは「改革の時代」(Reformperiode) と呼ばれる。

一八四九年ハンガリー独立戦争の敗北までのこの時期は、政治・経済面の諸改革と立法活動が集中的に行われたことで知られる。商事部門の立法としては、一八四〇年法律一五号として制定され、一八四四年に追加施行された手形法が注目される。

このほか、同じ年に数多くの夥しい個別諸法が制定された。これら一連の法律は、あくまで個別諸法の集まりであって、決して統一商法典ではない。内容的にも、狭義の商法に属さず、むしろ民法、組合法、労働法、特許法などに属すると認められるものも数多い。それでも、はじめて法制度の整備への動きが本格的に行われるようになった時期の一成果として、一八四〇年諸法は注目に値する。

手形法の起草のために組織された委員会の構成からも、全国的規模での法適用が目指されていることがうかがえる。まず漸進的改革主義派の指導者デアーク・フェレンツ (Deák Ferenc 1803-70)。この人物はまた、後にオーストリアとの和協を実現させることとなる。このほか、ベストの商業経営者、クロアチアやフィューメなど五つの自由都市の諸代表、さらにまた皇室顧問官としてウィーンの弁護士イグナーツ・ヴィルドナー (Ignaz Wildner) も参加している。

「改革の時代」はハンガリー独立戦争の失敗と同時に終わる。この後の一八四九年から五九年にかけて、オーストリア政府は、四八年までのメッテルニヒ体制を彷彿とさせる保守反動政府を強行した。この体制のもとで、ハンガリーにおける諸改革は断念を余儀なくされ、立法活動も停止する。新たな立法活動が妨げられただけではない。一八四〇年の諸法も発効を停止され、

かわってオーストリア民法、民事訴訟法(ともに一八五二年)、商法(一八五三年)が導入され、こうした状態が一八六〇年まで続いた。

一八六〇年と六一年に法務官庁會議(Judexkurialkonferenz)が開催され、ハンガリーにおける適用法規の整備が行われた。ここで、一八四〇年の商法が復活し、主要地域に適用されることとなった。トランシルバニア、クロアチア、フィウーメ、軍事境界地域ではしかし、引き続きオーストリア法を適用し続けることが定められた。<sup>(13)</sup>

### 3 オーストリアハハンガリー二重君主国体制と商事立法活動

一八六七年にオーストリアとハンガリーの間で和協(Ausgleich)<sup>(14)</sup>と呼ばれる協定が成立した。これによって、ハンガリー、トランシルバニア、クロアチア、スラヴォニア、フィウーメから構成されるハンガリー王国が認められ、ハプスブルク帝国はオーストリア、ボヘミア、モラヴィア、スロベニア、カルニオラ、イストリア、ガリチアによって構成されるオーストリア帝国すなわち「ライタ川以西地域」(Galizien)と、「ハンガリー王国すなわち「ライタ川以东地域」(Transethanien)の二つの部分からなる二重君主国となった。両国に共通する部分としては、まずオーストリア皇帝がハンガリー国王を兼ねたこと、外交、軍事、財政、また、異なる部分として重要なのは、それぞれが独自の憲法、政府、法律を有したことである。さらに、なるべく帝国の両半分で共同してあたるのが望ましいとさ

れ、適宜協定によって取り決められるべきであるとされた部門がある。このうち主要な項目には関税、商取引、交通等が挙げられる。この第三の分野は一般に「経済面での和協」(Wirtschaftliche Ausgleich)と呼ばれ、定期的に更新された。ここに、オーストリアとハンガリーの「経済共同体」(Wirtschaftsgemeinschaft)が誕生することとなった。

和協のもたらした効果についてはさまざまであるが、これを経済面に限ってみると、一定の成果が認められる。少なくともこの時期に帝国の両方の部分で経済発展が実現したからである。これをとくにライタ川以东地域にとってみれば、ハンガリーの基幹産業が農業であることに変わりはなかったが、工業化に拍車がかかり、当時のヨーロッパにおけるいわゆる後進諸国の中から最も成功した国となった。<sup>(15)</sup>

ハンガリーで法典編纂ないし立法活動が重視され、多くの主要な法律が成立したのも二重君主国の時代である。とくに商事・経済分野の諸立法についてみると、まず一八七五年に制定された商法典、続いて手形法(一八七六年)と破産法(一八八一年)。この三つの法典を併せて統一商法典とされる。このほか、鉄道法(一八七四年)、営業法(一八八四年)、商標法(一八八〇年)、特許法(一八八五年)、信用組合法(一八八八年)、商業登記法(一九〇八年)、小切手法(一九〇八年)等。

小切手法を例にとると、明らかにこの立法実現はオーストリアハンガリーの経済共同体の成果である。そもそも、有価証券取引が一般に普及するようになるのは一八八〇年以降のことである。和協以降、オーストリアは無論のこと、ウィーンを経

由して他の外国資本も流入してくることとなった。国際間の大規模な商取引のもとで、とくにオーストリア・ハンガリー銀行、さらには国立郵便貯金局といった大銀行の活動により、有価証券取引が発達することとなった。経済の発達から法制度の整備が強く要請された結果、小切手法起草から立法化にかけては、経済界を中心に意欲的かつ集中的に取り組まれ、国内政策との衝突で多少遅滞は生じたものの、一九〇八年の立法化に成功している。立法方針を決定した一九〇七年一月八、九日の会議における議題は「中欧における有価証券法の統一はどの程度望ましく、また可能であるか？」であり、ドイツ法、オーストリア法とハンガリー法案の比較検討が行われていた。

#### 4. 一八七五年商法典

(4-1) 成立事情と一般の特徴

商法典の起草は、プタベスト大学教授アバシーロイステファン (Apáthy István) に委託された。三年後には法案が議會を通過していることになる。

起草に先立つ第一回ハンガリー法曹大会および全国の商工會議所において、一般ドイツ商法典 (Allgemeines deutsches Handelsgesetzbuch) の指導原則を受け入れることが表明された。歴史上、ハンガリーの主要地域で圧倒的に強い影響を及ぼしていたのはオーストリア法であったし、地域によってはフランス法ないしイタリア法が通用していたが、ごくわずかの例外を除いて、これ以降ドイツ法を模範とした商法に統一されることとなる。

では、なぜドイツ法に倣うことになったのか。

一般ドイツ商法典は一八六一年と一八六七年の間にドイツ諸邦全域にわたって導入され、北ドイツ連邦成立後は連邦法として、さらに一八七一年以降は一八九七年に商法典が成立するまでドイツ帝国法となっていた。オーストリアでも、海商法を除いて、この一般ドイツ商法典を一八六二年に「一般商法典」(Allgemeines Handelsgesetzbuch) という表題のもとに導入している。

当時の商取引の実際を考えるとすれば、ハンガリーの選択は当然なことだったと考えられる。理由としては、まず、オーストリアがドイツ法を導入していたこと。和協に際しても、ハンガリーとオーストリアの間で商工業者の取扱を同一にすることが計られている(一八六七年二月二十四日制定法一二条)<sup>20)</sup>。次に、統一商法典編纂を要請したのは法律家とともに商人層であったが、ここには多数のドイツ人がいた。さらに、経済、商取引の相手国は何よりもオーストリア、ドイツであったことである。

一八七五年法律三七号として成立したハンガリー商法は、第一部商人および商會社と第二部商行とに分かれる。第一部には商人一般、商會社、商業登記簿、支配人、使用人、共同経営体、合資会社、株式会社、共同組合に関する規定第一から二五七条までを含む。第二部には、商會社一般、売買、問屋営業、運送取扱営業、運送業、公的倉庫営業、保険営業、出版営業、仲立営業が規定されている。

ハンガリー商法はたしかに一般ドイツ商法典を模範としているが、単なる模倣や翻訳では決してないこともしばしば強調さ

れている。<sup>(22)</sup>まず、ハンガリーの経済事情ないし発達にあわせてドイツ法とは異なった規定の仕方をしているところがいくつかみられる。ドイツ法の基礎概念自体の拡大や修正(商行為や商人指図の定義)、他の個別法規との調整をはかった変更もみられる。

このほか、出版営業、倉庫営業、後述する協同組合、保険契約などのように一般ドイツ商法典にはみられない、もしくは全く独自に設けられている制度もある。また、裁判実務によって法の欠缺が高度に補充されていき、事実上の法改正の役割を果たしたことが頻繁に指摘されている。<sup>(23)</sup>

ハンガリー商法典においてさらに特徴的であったことには、当時統一民法典が存在していなかったことである。<sup>(24)</sup>民法典編纂は繰り返し試みられたものの、一九五九年民法(Dolgari Törvénykönyv 1959. VI. tv.)の成立まで統一法典は存在せず、民法は裁判実務による判例の蓄積として発達するのである。そのため、商行為の総則規定には、個別に存在していた債権法が基礎とされ、サクセン民法等によって補強された。

(4-2) 会社法と協同組合(Szövetkezet/Genossenschaft) 一八七五年商法典は第六一から二五四条までを会社法に当てている。ここで予定されている会社の設立形態は、合名会社(Közkereseti társaság/Offene Gesellschaft)、合資会社(Betéti társaság/Kommanditgesellschaft)、株式会社(Társasági társaság/Aktiengesellschaft)、そして組合の四種類である。ドイツ法にみられる株式合資会社(Kommanditgesellschaft auf Aktien)と匿名組合(Stille Gesellschaft)を取り

入れなかったことを除けば、合資、合名、株式会社に關する諸規定の大部分はドイツ法にかなり忠実に倣っている。

すでに、一八四〇年法律第一八号が規定している会社形態では、無限責任社員から構成される会社、有限・無限責任社員双方から成立する会社、そして株式会社に相当するもの、の三つが認められる。一八五〇年から六〇年にかけて適用されたオーストリア法も、ハンガリー法と内容的に変わるものではなかった。したがって、一八五七年当時ハンガリー国内に実在していた諸会社は、商法典に規定された分類に合致しないものが多かった。にもかかわらず、このような会社法を定めたということは、一八六七年以来、商事会社の再編成もしくは新設が国内外から強く要請されてきたからにはかならない。<sup>(25)</sup>

さらに「いたるところで飛躍的発達を遂げ、ハンガリーにおいて日増しに普及してきている」協同組合も会社として規定されている。ここではドイツや、とくにオーストリアの一八六九年協同組合法(Genossenschaftsgesetz)が参考にされている。まず、定義として「本法に定める協同組合とは、組合員数に定員がなく、組合員の信用、営利、経済行為における要請に応えるべく、協同の営業目的ないし相互性に基づいて成立したものをいう」(二三条一項)。信用組合、原料購買・貯蔵もしくは生産組合、消費組合、住宅建設組合、相互保険組合といった種類が列挙されている(同条二項)、オーストリア協同組合法(一条)とはほぼ同じ内容である。

協同組合の形態が普及したのは二重君主国時代であった。例えば、一八六七年当時、二二の時刻の信用組合があったことが

確認されている。<sup>(25)</sup>和協以降の経済政策の一環として金融機関の充実が図られた中で、一九一三年における信用組合数は三一九一に達するのである。<sup>(26)</sup>巨大資本や外国資本に対する中小企業の対抗策として、この形態が好ましいとされ、とくに政策的にも奨励された傾向がある。

先に引用した文言と一見して矛盾するかもしれないが、商法制定当時、協同組合形態がすでに高度に発達していたわけではなかった。<sup>(27)</sup>数こそ二〇〇以上のさまざまな協同組合が存在したようであるが、設立数が飛躍的に増大したのは商法の制定後のことである。このことは、組合の設立が極めて自由であったことにも起因している。<sup>(28)</sup>

組合員の責任についても、ハンガリー法独自の考慮がみられる。即ち、組合員有限責任を認める場合も、持分の限度を超えた責任を負わせるオーストリア法(七六条)とは違って、原則として持分を限度としたからである(三二一条)。それでも、無限責任を負う組合員の負担が大きかったようである。組合形態の濫用を阻止し、国による管理を行き届いたものにするために、一八九八年新たに協同組合法が制定されねばならなかった。(4-13) 保険法

商法典の第七章四五三から五一四条は保険営業について規定している。

商法典以前には、当事者間の契約だけが保険法の唯一の法源であった。しかし、「今日、経済上の諸制度のなかでも保険制度は一際重要な地位を占める。このため、適切な立法が怠られてはならなかった」のである。<sup>(29)</sup>

一九八九年ブダペストで開催されたシンポジウムで、今日のハンガリーを代表する法学者の一人マードルリフ・フェレンツ(Mádl Ferenc)は「ハンガリーの立法活動における法の比較研究の伝統」を強調していたが、保険法に関する起草過程はこの点、好例である。ドイツ法をはじめ、オランダ法、スイス民法、オーストリア法など、さまざまな外国法が参考とされているからである。ドイツ法の中では、債権法(Gesetz über Schuld-Verhältnisse) 第一読会後の草案、プロイセン商法、保険営業法プロイセン一八六九年一月一日付け草案(Entwurf vom 1. Februar 1869 über den Geschäftsbetrieb der Versicherungsunternehmen)が参考にされた。また、ここにいうオーストリア法とは、保険契約に関する一八七〇年六月一日の草案である。

一八七五年の立法以降、保険契約に関する立法は、少なくとも二重君主国のもとでは行われなかった。むしろこの分野では、解釈と裁判実務にゆだねられることが多かったからである。

##### 5 海商法立法化の試み

海商法に相当する規定は商法典には含まれていない。というのは、関税及び通商同盟の意向に沿いつつ、政府はオーストリア政府と合意しながら取り決めることが望ましいとされ、特別立法の留保がなされていたからである。すでに一八六七年から海上交通に関する両国間の取り決めは数多く見受けられるが、和協以降、海上交通、関税、貿易に関して両国間では繰り返し協定が取り結ばれるようになる。これらの諸協定に基づいて、

初めは専らオーストリア側から海商法草案が提出され、一八九四年にはハンガリー草案が提出されるにいたるが、第一次世界大戦を経て棚上げにされていた海商法立法化の試みは結局のところ実現されずに終わる。

## 6 総括

一九世紀後半のハンガリー商法典編纂活動の検討を通して明らかになったことをまとめておきたい。

第一に、商法にあっては度々繰り返し返したとおり、実際の商取引活動の場で統一化への要請が極めて強かったため、比較的容易に統一立法化が実現したことである。一八六七年以降の二重君主国体制のもと、あくまで完全独立を目指すコッシュネート派、オーストリアと同じ君主を戴くことをよしとする人々とを問わず、オーストリアとハンガリーの両国の関係が法的にどのような説明されるのか、という点にこだわりがみられている。そこで議論の中心となったのは、どの程度ハンガリーはオーストリアから独立しているのかを明確にしようとすることであり、その背景には、可能な限り独立国家として自由な主権の行使を正当化しようとするハンガリー側の意図を認めることができる。この意図は、法制度においては、従来適用されていたオーストリア法の廃止と独自の立法化の試みとして表現されている。そして、民法典編纂が難渋したことは、独自の法制度を創設することの難しさを物語っている。和協以降の商法典編纂ないし関連分野の立法過程は、こうした動きのなかで例外的であるかのようにみえる。かといって、商法典の編纂がハンガリーの民族

的価値と無関係に成立したわけでは決してない。商法典の統一が実現したことは、将来の民法典の成立を約束するものと考えられたからである。民法編纂の気運も商法典成立によって鼓舞されている。

第二に、経済共同体としての二重君主国体制が法典化を実現させたといっても過言ではないことである。この時期におけるハンガリーの経済成長なくして商事法部門の法整備も考えられなかったのではないか。

和協にもとづく立法活動の成果自体はさまざまである。小切手法のように国際的な立法が可能になった例もある一方、両国間の協定という高度に政治的な趣旨が加えられて陽の目を見ないままとなった統一海商法草案もある。このことは、和協を基礎とする体制の政治的不安定を示唆している。

最後に、時折強調されることのある「前社会主義法の復活」という見解との関連で一言のべておきたい。一九世紀後半の法典編纂期に成立し、第二次世界大戦以前まで適用された法制度および当時に支配的であった法思想に注目しながら、自国の法文化の連続性を強調しようとする見解である。

たしかに、一八七五年商法のように社会主義体制前の法が現行法として適用され続ける実例もある。また、新しい法制度に用いられる法原則や概念が全く馴染みのないよそのもの扱いされるよりも、自国の法の歴史に根ざしていることを自覚できることも大切にちがいない。

だからといって、短絡的に過去へ回帰してしまおうとするよ

うな懐古主義に陥ることだけは避けられねばならない。社会主義法の支配した五〇年もの年月は、単に片付けられないう重みをもつて東欧の法史に影響を及ぼしていることを同時に扱ってはならないと考えるからである。

(1) 「東欧」という概念は、伊藤孝之他編『東欧を知る事典』六〇二頁以下で詳しく論じられているとおり、多義的である。本稿でいう「東欧」は、地理的な意味でのヨーロッパ東部とは異なり、今日の政治経済関連の文献で一般に用いられているとおり、旧ヨーロッパ社会主義国を指すこととする。

(2) 》Jahrbuch für Ostrecht《1989.

(3) ハンズブルク・オーストリアによるハンガリー独立革命の鎮圧は、革命の指導者となった一三人の將軍の処刑をはじめ、嚴罰を以て対処されている。

(4) 現在ではルーマニアの中、北部の地方名、一六九一年から第一次世界大戦までオーストリア領であり、ハンガリー語ではエルデリ(Erdély)「ドイツ語ではシェーネンブーゲン(Siebenbürgen)の名で呼ばれていた。

(5) Zlinszky, Jónos: Ungarn, 3513. In: Coing (Hg.), Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte III/3. München, 1982. 3512 f.

(6) Zlinszky, a. a. o. S. 3512.

(7) Hanák, Péter: (Die Geschichte Ungarns (Budap-

est, 1988. S. 107 f.

(8) Mádl, Ferenc: Closing Address. p. 202. In: Institut for Legal and Administrative Sciences of the Hungarian Academy of Sciences: 《Questions of Civil Law Codification》Budapest, 1990.

(9) Mádl, Ferenc: Kodifikation des ungarischen Privat und Handelsrechts im Zeitalter des Dualismus. S. 117 In: Csizmadis-Kovács (Hg.): 《Die Entwicklung des Zivilrechts in Mitteleuropa》, Budapest, 1970.

(10) Zlinszky, a. a. o. S. 3514.

(11) Zlinszky, Ungarn, S. 2157 In: Coing, a. a. o. II/2.

(12) Ders. S. 3517 In: Coing, a. a. o. III/3.

(13) この協定の呼び名は「ドイツ語の Ausgleich」ハンガリー語の kiegyezés とともに「妥協」の意味を持つ。邦語訳としては「和協」(Bogdin, E.) Histoire des pays de l'Est の高井道夫訳『東欧の歴史』(中央公論社、一九九一年)「アウスグライヒ」(「東欧を知る事典」平凡社)等があるが、本稿では本協定が当時のオーストリアとハンガリー間で一応の和議ないし和解の役割を果たした点に鑑みて「和協」の訳語を採用した。

(14) Gesetz vom 24. Dezember 1867: RGBl. 1868/2.

(15) 当時から今日にわたるまで、和協に対する評価はさまざまである。政治面では過渡的な妥協策でしかなかったうえ、スラヴ系民族の増大を招いた点が批判の対象とされる。(「東欧を知る事典」アウスグライヒの項参照)



- (91) Komlos, John : 『Die Habsburgermonarchie als Zollunion』, Wien, 1986 ; S. 5.
- (17) Zlinszky, a. a. O. S. 3517
- (8) Ders., a. a. O. S. 3517
- (19) 商法典成立と同年には、ドイツ法とオーストリア法の参照条文を付したドイツ語版も発行されている。Herich u. a.: Das Ungarische Handelsgesetz : Budapest, 1875. 以下、注で用いる場合は「ハンガリー商法典」と称する。
- (20) RGBl. 1868/4
- (21) Mádl ; a. a. O. S. 118
- (22) Zlinszky, a. a. O. S. 3520 ; Mádl, a. a. O. S. 118.
- (23) ハンガリー商法典 X VII
- (24) Zlinszky, a. a. O. S. 3520.
- (25) Kalus, Lászlo ; A tókéés gazdaságfejődése a kiegyezés után. S. 21 In ; Pach Zsigmond Pal ; Magyarország története 1848-1890. S. 913 f.
- (26) Ders. S. 370.
- (27) ハンガリー商法典 X VI
- (28) 二三四条には、定款の作成と設立登記を義務付け、以下の条文は定款記載事項をさだめているが、ほかに設立に当って具体的な制限事項はみあたらない。
- (29) ハンガリー商法典 X VIII
- (30) 注(8)参照。
- (31) オーストリアにおける一八六七年二月二四日制定法第六條八項(RGBl. 1868 Nr. 2) : ハンガリー法律第一二二号(1867. X II. Ty.) 五八條参照。
- (32) この点につき、当時オーストリアでサミュエル・グリーマンフット(Samuel Grünhut)が発刊した『公法私法雑誌』(通称ツリヤンフット雑誌)には、フリードリヒ・ヒートンナー(Friedrich Tezner)とハンガリーの法学者による論争の中で、時折言及されている。(一橋大学大学院博士課程)